

産業廃棄物収集運搬業許可証

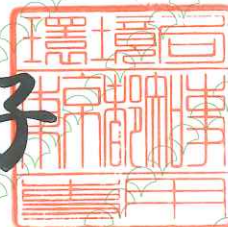
住所 東京都品川区東大井二丁目1番8号

氏名 品川運輸株式会社
代表取締役 毛塚 久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれ
き類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（限定条件は裏面に記載）

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第一工場）

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 7月 1日 新規許可

令和 4年 7月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-035283号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目15番5号（第一工場）

積替え保管面積：1,226 m²

最大保管高さ：1.51 m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ドラム缶2個：0.4 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）に限る。）	直置き：1.95m ³
がれき類	コンテナ1台：8.0 m ³
	保管量合計：10.35m ³

(以下余白)